以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

［略］

d_4　次の算式によつて算定した率（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

$(\gamma - 1) \times \underline{0.413} + 1$

算式の符号

［略］

d_5　札幌市にあつては0.010、その他の指定都市にあつては0.000

E　次の算式によつて算定した額

算式

$\underline{1,380}$ 千円$\times e_1 + \underline{4,017}$ 千円$\times e_2$

［略］

18　市町村の「社会福祉費」に係る普通態容補正Ⅱ係数は、次の算式により算定した率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

算式

$(B \times \underline{193.141} + C \times \underline{105.776}) / A$

［略］

［19　略］

20　市町村の「地域振興費」のうち人口を測定単位とするものに係る普通態容補正Ⅰ係数は、当該市町村の評点に別表第１のＡに定める率を乗じて得た率と同表のＢに定める率を合算した率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）に次の算式により算定した率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を加えた率とする。

算式

$(\alpha / \underline{1.74}) \times (1 / A) \times (1 / \underline{0.7961}) \times (1 / B)$

$\alpha / \underline{1.74}$ に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、$(\alpha / \underline{1.74}) \times (1 / A)$、$(\alpha / \underline{1.74}) \times (1 / A) \times (1 / \underline{0.7961})$ 又は $(\alpha / \underline{1.74}) \times (1 / A) \times (1 / \underline{0.7961}) \times (1 / B)$ に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

［略］

［21　略］

22　市町村の「地域振興費」のうち人口を測定単位とするものに係る普通態容補正Ⅲ係数は、次条第１項第四号㈠に掲げる市町村（以下この項において「隔遠地市町村」という。）について次の算式により算定した率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）に１を加えた率とする。

算式

$A \times (B / C) \times [\{(D - C) / C\} \times \underline{0.7} + 1] + E + \{(F \times 70 + G \times 650) / (C \times \underline{1.74})\}$

以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

［同左］

d_4　次の算式によつて算定した率（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

$(\gamma - 1) \times \underline{0.418} + 1$

算式の符号

［同左］

d_5　札幌市にあつては0.009、その他の指定都市にあつては0.000

E　次の算式によつて算定した額

算式

$\underline{1,412}$ 千円$\times e_1 + \underline{4,142}$ 千円$\times e_2$

［同左］

18　市町村の「社会福祉費」に係る普通態容補正Ⅱ係数は、次の算式により算定した率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

算式

$(B \times \underline{195.290} + C \times \underline{108.333}) / A$

［同左］

［19　同上］

20　市町村の「地域振興費」のうち人口を測定単位とするものに係る普通態容補正Ⅰ係数は、当該市町村の評点に別表第１のＡに定める率を乗じて得た率と同表のＢに定める率を合算した率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）に次の算式により算定した率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を加えた率とする。

算式

$(\alpha / \underline{1.77}) \times (1 / A) \times (1 / \underline{0.8076}) \times (1 / B)$

$\alpha / \underline{1.77}$ に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、$(\alpha / \underline{1.77}) \times (1 / A)$、$(\alpha / \underline{1.77}) \times (1 / A) \times (1 / \underline{0.8076})$ 又は $(\alpha / \underline{1.77}) \times (1 / A) \times (1 / \underline{0.8076}) \times (1 / B)$ に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

［同左］

［21　同上］

22　市町村の「地域振興費」のうち人口を測定単位とするものに係る普通態容補正Ⅲ係数は、次条第１項第四号㈠に掲げる市町村（以下この項において「隔遠地市町村」という。）について次の算式により算定した率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）に１を加えた率とする。

算式

$A \times (B / C) \times [\{(D - C) / C\} \times \underline{0.9} + 1] + E + \{(F \times 70 + G \times 650) / (C \times \underline{1.77})\}$